

## 平成28年第3回定例会 議会提出議案

### 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心に、雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、北海道をはじめとする各自治体では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを実施し、進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 「(仮称)森林環境税」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

北海道音更町議会議長 小野 信次

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

## 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

こうした状況にもかかわらず、地方財政の歳出削減にむけた議論が加速しています。また、今年度から開始され、経費を民間委託水準に切り下げる「トップランナー方式」は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。これは、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

- 1 社会保障、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 地方交付税における「トップランナー方式」による算定は、地方自治体の行財政運営に支障が生じないように、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間事業者の展開度合いの違いを踏まえたものとする。
- 3 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」等、自治体の財政運営に不可欠な財源となっているものについては、現行水準を確保し、経常的に必要な経費に振り替えること。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

北海道音更町議会議長 小野 信次

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

## 意見案第3号 平成28年8月の4連続台風による災害対策に関する要望 意見書

平成28年8月17日からわずか半月の間に、台風7, 11, 9及び10号が北海道十勝地方に相次いで上陸、接近し、豪雨等による甚大な被害をもたらした。本町においても町内在住者1名の人命が失われ、住宅の床上、床下浸水が発生、宿泊施設の浸水、道路や鉄道等の公共土木施設の崩壊と交通網の寸断、農地浸水、農業施設の損壊、農畜産物に対する被害等が多数発生し、国の激甚災害及び災害救助法の指定を受けた。

今回の災害による被災状況は甚大で、地域の経済、観光、物流にも大きな影響を及ぼし、町民の平穏な生活が取り戻されることが急務である。よって、本町議会は、国に対して今回の災害に対する復旧及び救済・支援等下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 被災者生活再建支援制度の拡充を図ること
- 2 被災した道路及び鉄道等、交通網の早期復旧に全力を挙げること
- 3 観光産業に及んでいる影響を支援する制度を実行すること
- 4 農畜産業等の被災生産者へ十分な特別措置を講じること
- 5 応急対応や復旧事業に要する経費について、特別交付税の十分な財政支援措置を講じること
- 6 災害復旧事業債の資金確保をすること
- 7 堤防決壊の脅威にさらされない、より強靱な治水対策を早急に進めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

北海道音更町議会議長 小野 信次

### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）